

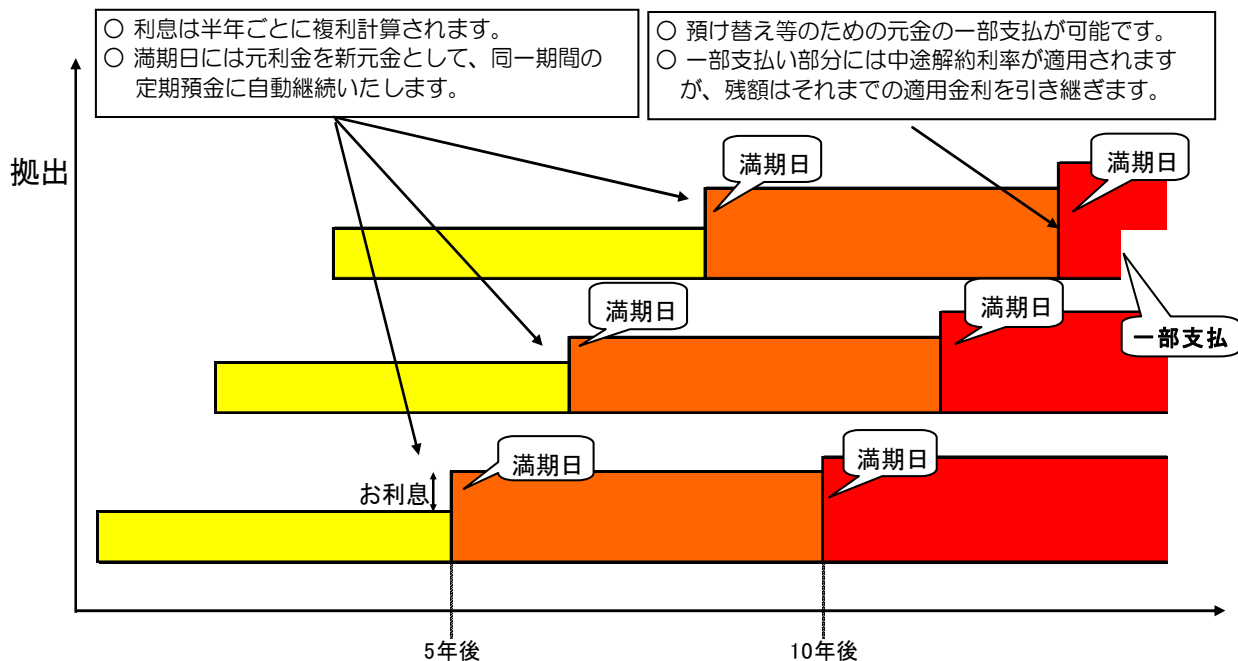
銀行預金 商品概要説明書

項目	内容																
1. 商品名 愛称	しずぎん 確定拠出年金専用定期預金・5年																
2. ご利用者	確定拠出年金制度の加入者及び運用指図者です。 (ただし、預金名義は、確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)																
3. お預入れ期間	5年																
4. お預入れ方法 お預入れ単位	確定拠出年金制度における拠出金または他の運用商品の売却資金によりお預入れができます。 1円以上 1円単位																
5. 利息	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場金利に応じて、静岡銀行が独自に設定した、スーパー定期(5年)の店頭表示金利を適用します。 ● 預入時の約定金利を満期日まで適用します。 																
利息計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割りによる半年毎複利計算で利息の円未満を切り捨てとします。																
満期時利息のお支払い方法	満期となった預金明細の元利金を新元金として、同一期間の定期預金に自動継続します。 (同一満期日の明細がある場合には合算されます。)																
6. 払戻し方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当するためであればいつでも払戻しことができますが、確定拠出年金法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。 ● 満期時のお取扱いは利息元加による自動継続のみです。 ● 満期日前に解約される場合には下記の中途解約利率を適用し、元金と利息をお支払いします(元本は保証されています)。 <p>① 預入れ日から1ヶ月未満の場合、中途解約日の普通預金利率を適用します。</p> <p>② 預入れ日から1ヶ月以上の場合、(a)または(b)のいずれか低い利率を適用します。</p> <p>(a)約定利率×中途解約掛目(下表) ※預入れ期間が6ヶ月未満の場合は、解約日の普通預金金利</p> <p>(b)預入れ日から中途解約日までの預入れ期間に対応する預入れ日のスーパー定期の店頭表示利率×90%</p> <table border="1" data-bbox="379 1323 828 1523"> <thead> <tr> <th>預入れ期間</th> <th>中途解約掛目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 複数の定期預金(明細)を保有している場合、個別の定期預金(明細)を指定して解約することが可能です。 ● 特に指定がない時は預入日が新しい預金明細から順に支払いを行なうこととします。 ● 1円以上1円単位でお引き出しができます。 ● この預金は元金の一部を解約することができます。 <p>①一部解約の場合、一部解約部分の利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数に応じた上記の中途解約利率によって計算します。</p> <p>②一部解約後の残金の利息は、預入日から満期日までの日数および預入時の約定金利によって計算します。</p>	預入れ期間	中途解約掛目	6ヶ月以上1年未満	30%	1年以上1年6ヶ月未満	40%	1年6ヶ月以上2年未満	50%	2年以上2年6ヶ月未満	60%	2年6ヶ月以上3年未満	70%	3年以上4年未満	80%	4年以上5年未満	90%
預入れ期間	中途解約掛目																
6ヶ月以上1年未満	30%																
1年以上1年6ヶ月未満	40%																
1年6ヶ月以上2年未満	50%																
2年以上2年6ヶ月未満	60%																
2年6ヶ月以上3年未満	70%																
3年以上4年未満	80%																
4年以上5年未満	90%																
一部払戻し																	
7. 手数料	預入れ、支払い等に関する手数料はございません。																

(運営管理機関) りそな銀行

項目	内容
8. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定拠出年金制度においては払戻し時および継続時の利子所得に対して課税はされません。 ● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
9. 利益の見込み 損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 解約の申し出のない限り、預入日から5年後の満期日に約定金利で計算した利息を元本に組入れて、自動継続します。 ● また、お預入れ期間の途中で解約（一部解約を含みます）した場合でも、所定の中途解約利率により計算した利息と元金をお支払いします。 ● 商品提供金融機関（静岡銀行）の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元金および利息については保護されないおそれがあります。
10. セーフティ ネット情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 本商品は預金保険の対象になっています。 <p>【保護の対象預金と保護の範囲】</p> <p>金融機関毎に、当座預金などの決済用預金^(※)を除き、1預金者あたり元本1,000万円とその利息となります。</p> <p>(※決済用預金・・・「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たす預金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● なお、金融機関名義の預金は、預金保険の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関名義、または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして預金保険制度の保護の対象としております。 ● ただし、静岡銀行に本商品以外の預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で元本1,000万円とその利息が保護の範囲となります。
11. 持分の計算方法	<p>当該預金における預金残高が個人別管理資産額の持分に相当する額となります。</p> <p>なお、個人別管理資産額の持分は記録関連運営管理機関により計算・管理されています。</p>
12. その他ご留意 いただく事項	<p>お預入れされている預金のうち、満期が到来する預入分については当該満期日の2営業日前から満期日までは払い戻しの運用指図(スイッチング)をお受けすることはできません。</p>
13. 商品提供機関	<p>株式会社静岡銀行</p>

〔商品の仕組み〕



(運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該銀行預金の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の適用金利推移と併せて、ご自身で投資判断をめに行っていただきますようお願いいたします。